

新	旧	備考
貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00081 沿革 令和4年6月¹⁷日 一部改正	貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、 2年未満案件の引受基準について 平成29年4月1日 17 - 制度 - 00081 沿革 令和4年6月⁸日 一部改正	
1 基本的引受基準 (3) <u>日本貿易保険が定める「国別引受方針」</u>（以下「<u>国別引受方針</u>という。」）に適合しない対象契約であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した対象契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。 なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす対象契約に限るものとする（以下内諾書を発行した場合において同じ。）。ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りでなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。 ① 契約金額が1億円未満のもの ② 仕向国、支払国又は保証国のいずれも国カテゴリーHの国でないもの ③ 起算点（「別紙1 2年未満案件の解釈等」2に規定するものをいう。）から最終決済日までの期間（以下「ユーザンス」という。）が1年以内のもの	1 基本的引受基準 (3) 「<u>別表 国別引受基準</u>」に適合しない対象契約であっても、保険契約の締結を希望する者からの申請により日本貿易保険が内諾書（貿易保険に係る保険契約締結の内諾について（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00071）第2条第2項に規定するものをいう。以下同じ。）を発行した対象契約は、当該内諾書に基づき保険契約を締結することとする。 なお、保険契約の締結に条件がある内諾書にあっては、当該条件を満たす対象契約に限るものとする（以下内諾書を発行した場合において同じ。）。ただし、次のすべての条件を満たす案件にあってはこの限りでなく、内諾書を発行したものとみなすものとする。 ① 契約金額が1億円未満のもの ② 仕向国、支払国又は保証国のいずれも国カテゴリーHの国でないもの ③ 起算点（「別紙1 2年未満案件の解釈等」2に規定するものをいう。）から最終決済日までの期間（以下「ユーザンス」という。）が1年以内のもの	
(12) 特約書附帯別表第5第1項に規定する「保険契約の申込みを要すると定めている もの」とは、契約金額が500億円を超える対象契約のうち(5)①に該当するもの及び2 国別引受制限の(2)③ー	(12) 特約書附帯別表第5第1項に規定する「保険契約の申込みを要すると定めている もの」とは、契約金額が500億円を超える対象契約のうち(5)①に該当するもの及び2 国別引受制限の(1)③ー	

1 又は③－2の条件に該当する対象契約とする。 (16) その他 ① フルターンキー条項のついた対象契約であって、特約締結者が希望する場合は、フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00055）により取り扱うこととする。 ただし、国別引受<u>方針</u>の『その他条件』欄において、「戦争、革命<u>及び</u>内乱<u>に起因する損失を</u>てん補<u>しない</u>。」とする国が仕向国となる対象契約又は仕向地が公海等である対象契約（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）であって約款第3条第1号に規定するてん補危険の保険契約締結を行わない対象契約については、本特約付の保険契約を締結しないこととする。 ②～③（略） ④ 対象契約に従って設備等の設置又は改修工事が行われる場合であって、特約締結者が希望する場合は、プラント等増加費用に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00057。<u>以下「プラント等増加費用特約」という。</u>）により取り扱うこととする。 ただし、仕向地が公海等である対象契約であって約款第3条第1号に規定するてん補危険の保険契約締結を行わない対象契約又は対象工事が本邦内にて行われる対象契約については、当該規程は適用しないこととする。<u>また、国別引受方針の『その他条件』欄において、「戦争、革命及び内乱に起因する損失をてん補しない。」とする国が仕向国となる対象契約については、プラント等増加費用特約第1条第1号に掲げるてん補事由はてん補しないこととする。</u> ⑤（略）	1 又は③－2の条件に該当する対象契約とする。 (16) その他 ① フルターンキー条項のついた対象契約であって、特約締結者が希望する場合は、フルターンキー契約における輸出貨物等について生じた損失に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00055）により取り扱うこととする。 ただし、<u>「別表 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「株式会社日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる対象契約又は仕向地が公海等である対象契約（貨物が海底ケーブルであるものに限る。）であって約款第3条第1号に規定するてん補危険の保険契約締結を行わない対象契約については、本特約付の保険契約を締結しないこととする。</u> ②～③（略） ④ 対象契約に従って設備等の設置又は改修工事が行われる場合であって、特約締結者が希望する場合は、プラント等増加費用に係る貿易一般保険の取扱いについて（平成29年4月1日 17 - 制度 - 00057）により取り扱うこととする。 ただし、<u>「別表 国別引受基準」の『その他の条件』欄において、「株式会社日本貿易保険は、戦争、革命又は内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」とする国が仕向国となる対象契約、仕向地が公海等である対象契約であって約款第3条第1号に規定するてん補危険の保険契約締結を行わない対象契約又は対象工事が本邦内にて行われる対象契約については、当該規程は適用しないこととする。</u> ⑤（略）	
2 国別引受制限	2 国別引受制限	

この規程に別段の定めがある場合を除き、国別引受制限は、日本貿易保険が国別引受方針として定める条件に基づき、次のとおりとする。なお、日本貿易保険は、国別引受方針をそのホームページにおいて対外的に周知するものとする。

また、仕向国並びに支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」による。

(1) 引受停止国

引受停止国とは、国別引受方針の『引受態度』欄において「引受停止」と記載のある国及びキューバをいう。当該国が仕向国、支払国又は保証国となる対象契約は、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。キプロス北部トルコ占領地域又はジョージア南オセチア自治州・アブハジア自治共和国（以下「引受停止地域」という。）が仕向地、支払地又は保証地（仕向地、支払地及び保証地については、「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」を準用）となる対象契約についても同様とする。

(2) 特定制限国

① 特定制限国とは、国別引受方針の『引受態度』欄において「原則引受停止」と記載のある国をいう。当該国が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる対象契約は、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、政府開発援助契約等及び前受金により支払いを受ける支払国又は保証国となる対象契約を除く。

(注1) (2)①における政府開発援助契約等の取扱いは次のとおりとする。(3)①において同じ。)

イ 対象契約の全体が政府開発援助契約等に該当する場合に

仕向国、支払国又は保証国により国別引受制限を次のとおりとする。

なお、仕向国並びに支払国及び保証国の取扱いについては、「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」による。

(1) 引受停止国

次の① - 1、① - 2及び②に該当する対象契約は、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

③ - 1及び③ - 2の条件に該当する対象契約については、保険申込みを要する。その他の場合については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。

① - 1 次表に掲げる国が仕向国、支払国又は保証国となる対象契約

<u>アフガニスタン</u>	<u>イエメン</u>	<u>北朝鮮</u>	<u>キューバ</u>
<u>シリア</u>	<u>ソマリア</u>	<u>中央アフリカ共和国</u>	<u>ベネズエラ</u>
<u>南スーダン共和国</u>	<u>リビア</u>		

① - 2 キプロス北部トルコ占領地域又はジョージア南オセチア自治州若しくはアブハジア自治共和国が仕向地、支払地又は保証地（仕向地、支払地及び保証地については、「別紙2 仕向国及び支払国等の取扱い」を準用）となる対象契約

② 次表に掲げる国が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる対象契約（政府開発援助契約等及び前受金により支払いを受ける対象契約を除く。）

ついて、保険契約を締結する。 ロ 一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた全てが、前受金により支払いを受ける場合、現地通貨により決済される場合又は日本若しくは第三国（<u>引受停止国及び引受停止地域並びに特定制限国</u>を除く。以下同じ。）の銀行（保険契約の申込時において名簿上G S格、G A格若しくはG E格又はS A格に格付けされているものに限る。以下（注2）ロ及び③ - 1（ii）ロにおいて同じ。）が発行若しくは確認するI L Cにより決済される場合について保険契約を締結する。この場合、I L Cの取得及び前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。 （注2）（略） <u>②（2）①にかかわらず、イラクについては、③ - 1及び③ - 2の条件に該当する対象契約については、保険契約の申込みを要する。当該条件に該当しない対象契約については、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。</u> ③ - 1～③ - 2（略）	<table><tr><td><u>エリトリア</u></td><td><u>ハイチ</u></td><td></td><td></td></tr></table> （注1）<u>②</u>における政府開発援助契約等の取扱いはこちらとする。（<u>②</u>①において同じ。） イ 対象契約の全体が政府開発援助契約等に該当する場合について、保険契約を締結する。 ロ 一の対象契約のうち一部が、政府開発援助契約等に該当する場合であって、当該部分を除いた全てが、前受金により支払いを受ける場合、現地通貨により決済される場合又は日本若しくは第三国（<u>上記① - 1、① - 2及び②に該当する国</u>を除く。以下同じ。）の銀行（保険契約の申込時において名簿上G S格、G A格若しくはG E格又はS A格に格付けされているものに限る。以下（注2）ロ及び③ - 1（ii）ロにおいて同じ。）が発行若しくは確認するI L Cにより決済される場合について保険契約を締結する。この場合、I L Cの取得及び前受金の受領日以降、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。 （注2）（略） ③ - 1～③ - 2（略）	<u>エリトリア</u>	<u>ハイチ</u>		
<u>エリトリア</u>	<u>ハイチ</u>				
<u>③</u> 条件付引受国 ① 引受基準 <u>条件付引受国とは、国別引受方針の『引受態度』欄において「条件付引受」と記載のある国をいう。政府開発援助契約等又は対象契約の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、当該国が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる対象契約は、②のとおり取り扱うものとする。②の基準に適合しない対象契約は、特約書第1条の規定にかかわらず保険契約の</u>	<u>②</u> 条件付引受国 ① 引受基準 政府開発援助契約等又は対象契約の全部が前受金により支払いを受けるものを除き、<u>対象契約における仕向国、支払国、保証国のうち、支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表 国別引受基準」の『国名』欄に掲げる国に該当する場合において、同表の基準に適合しない対象契約については引き受けない。したがって、特約書第1条の規定にかかわらず保険</u>				

申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、I L Cにより決済を行う対象契約であって、当該契約の保証国が支払国以外の国の場合にあつては、国別引受方針の基準は支払国に替えて保証国とする。

② 条件等

イ 国別引受方針の『案件枠（億円）』欄に金額の記載のある国を支払国（保証国がある場合には当該保証国）とする対象契約については、対象契約の契約金額が当該『案件枠（億円）』欄の金額の範囲内である場合に保険契約を締結するものとする。

ロ 対象契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が国別引受方針の『L／C条件』欄において「有」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）。この場合、I L Cの取得又は前受金を受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

ハ 国別引受方針の『その他条件』欄に条件が記されている国に関する対象契約に係る保険契約については、当該記載内容を適用する（なお、公的輸出信用と持続可能な貸付に関するOECD勧告の対象となる対象契約については、1（15）のとおりとする。）。

（注）（略）

③ ②ロにかかわらず、アンゴラが支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる対象契約は、次のいずれかに該当するときに保険契約を締結するものとする。

契約の申込みを要しない。仮に申込みがなされた場合においても日本貿易保険はてん補する責めに任じない。ただし、I L Cにより決済を行う対象契約であって、当該契約の保証国が支払国以外の国の場合にあつては、「別表」国別引受基準の基準は支払国に替えて保証国とする。

② 条件等

イ 「別表」国別引受基準の『契約等の金額の上限』欄に金額の記載のある国を支払国（保証国がある場合には当該保証国）とする対象契約については、対象契約の契約金額が当該『契約等の金額の上限』欄の金額の範囲内である場合に保険契約を締結するものとする。

ロ 対象契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）が「別表」国別引受基準の『決済方法に係る条件』欄において「I L C」と記されている国に該当する場合には、当該契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cによる決済又は前受金による支払いを条件とする（I L Cの額面と前受金の額の合計額が、契約金額となる場合を含む。）。この場合、I L Cの取得又は前受金を受領された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。

ハ 「別表」国別引受基準の『その他の条件』欄に条件が記されている国に関する対象契約に係る保険契約については、同欄の定めに従い当該条件を適用する。

（注）（略）

附 則〔抄〕

附 則〔令和4年6月8日〕

この改正は、令和4年6月15日から実施する。

イ 対象契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cにより決済される場合（当該契約金額の一部について、I L Cにより決済される場合とは、対象契約の一部が I L Cにより決済される場合の当該 I L C 及び現地通貨により決済される場合をいう。）。この場合、I L Cの取得された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。 ロ アンゴラ中央銀行が対象契約の契約金額の全部について決済を認める場合 ④ 西岸・ガザ（パレスチナ自治区）が支払国（保証国がある場合には当該保証国）となる対象契約は、保険契約の締結に際し、保険証券に次の特約を記載する。対象契約における仕向国である場合、約款第3条第1号に規定するてん補危険について、同様とする。 「株式会社日本貿易保険は、戦争、革命又はテロ行為その他の内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」 附 則〔抄〕 附 則〔令和4年6月17日〕 この改正は、令和4年7月1日から実施する。																															
(削除)	〔別表〕 国別引受基準 <table><tr><th>国 コード</th><th>国名</th><th>契約等の金額 の上限 (億円)</th><th>ユザ^①ンスの 上限 (年)</th><th>決済方法に 係る条件</th><th>その他の 条件</th></tr><tr><td>503</td><td>アルジェリア</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>413</td><td>アルゼンチン</td><td>1</td><td>0.5</td><td></td><td></td></tr><tr><td>380</td><td>アルバ（蘭）</td><td>10</td><td>1</td><td></td><td></td></tr><tr><td>229</td><td>アルバニア</td><td></td><td>1</td><td></td><td></td></tr></table>	国 コード	国名	契約等の金額 の上限 (億円)	ユザ ^① ンスの 上限 (年)	決済方法に 係る条件	その他の 条件	503	アルジェリア		1			413	アルゼンチン	1	0.5			380	アルバ（蘭）	10	1			229	アルバニア		1		
国 コード	国名	契約等の金額 の上限 (億円)	ユザ ^① ンスの 上限 (年)	決済方法に 係る条件	その他の 条件																										
503	アルジェリア		1																												
413	アルゼンチン	1	0.5																												
380	アルバ（蘭）	10	1																												
229	アルバニア		1																												

貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について・新旧対照表

<u>151</u>	<u>アルメニア</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>535</u>	<u>アンゴラ</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		<u>注 1</u>
<u>331</u>	<u>アンティグア・バーブーダ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>133</u>	<u>イラン</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		<u>注 2</u>
<u>542</u>	<u>ウガンダ</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>238</u>	<u>ウクライナ</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>152</u>	<u>ウズベキスタン</u>		<u>1</u>		
<u>406</u>	<u>エクアドル</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>506</u>	<u>エジプト</u>		<u>1</u>		
<u>556</u>	<u>エスワティニ</u>	<u>10</u>	<u>1</u>		
<u>538</u>	<u>エチオピア</u>	<u>1</u>	<u>0.5</u>		
<u>309</u>	<u>エルサルバドル</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>141</u>	<u>オマーン</u>		<u>1</u>		
<u>517</u>	<u>ガーナ</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>522</u>	<u>カーボベルデ</u>	<u>10</u>	<u>1</u>		
<u>403</u>	<u>ガイアナ</u>	<u>10</u>	<u>1</u>		
<u>153</u>	<u>カザフスタン</u>		<u>1</u>		
<u>531</u>	<u>ガボン</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>527</u>	<u>カメルーン</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>511</u>	<u>ガンビア</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>120</u>	<u>カンボジア</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>244</u>	<u>北マケドニア</u>		<u>1</u>		
<u>513</u>	<u>ギニア</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>512</u>	<u>ギニアビサウ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>381</u>	<u>キュラソー（蘭）</u>		<u>1</u>		
<u>230</u>	<u>ギリシャ</u>		<u>1</u>		
<u>615</u>	<u>キリバス</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		

貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について・新旧対照表

<u>154</u>	<u>キルギス</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>607</u>	<u>クック諸島</u>		<u>1</u>		
<u>329</u>	<u>グレナダ</u>	<u>1</u>	<u>0.5</u>		
<u>541</u>	<u>ケニア</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>516</u>	<u>コートジボワール</u>		<u>1</u>		
<u>248</u>	<u>コソボ</u>	<u>10</u>	<u>1</u>		
<u>558</u>	<u>コモロ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>532</u>	<u>コンゴ共和国</u>	<u>1</u>	<u>0.5</u>		
<u>533</u>	<u>コンゴ民主共和国</u>	<u>1</u>	<u>0.5</u>		
<u>610</u>	<u>サモア独立国</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>536</u>	<u>サントメ・プリンシペ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>554</u>	<u>ザンビア</u>	<u>1</u>	<u>0.5</u>		
<u>514</u>	<u>シエラレオネ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>539</u>	<u>ジブチ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>316</u>	<u>ジャマイカ</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>157</u>	<u>ジョージア（南オセチア自治州・アブハジア自治共和国を除く）</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>549</u>	<u>ジンバブエ</u>	<u>1</u>	<u>0.5</u>		
<u>507</u>	<u>スーダン</u>	<u>1</u>	<u>0.5</u>		
<u>404</u>	<u>スリナム</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>125</u>	<u>スリランカ</u>	<u>1</u>	<u>0.5</u>	<u>I L C</u>	
<u>158</u>	<u>西岸・ガザ（パレスチナ自治区）</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		<u>注3</u>
<u>544</u>	<u>セーシェル</u>	<u>10</u>	<u>1</u>		
<u>530</u>	<u>赤道ギニア</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>510</u>	<u>セネガル</u>		<u>1</u>		
<u>335</u>	<u>セントクリストファー・ネービス</u>	<u>10</u>	<u>1</u>		

貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について・新旧対照表

<u>336</u>	<u>セントビンセント・グレナディーン諸島</u>	<u>10</u>	<u>1</u>		
<u>330</u>	<u>セントルシア</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>613</u>	<u>ソロモン</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>155</u>	<u>タジキスタン</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>543</u>	<u>タンザニア</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>528</u>	<u>チャド</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>504</u>	<u>チュニジア</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>624</u>	<u>ツバル</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>518</u>	<u>トーゴ</u>	<u>10</u>	<u>1</u>		
<u>333</u>	<u>ドミニカ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>156</u>	<u>トルクメニスタン</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>234</u>	<u>トルコ</u>		<u>1</u>		
<u>614</u>	<u>トンガ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>524</u>	<u>ナイジェリア</u>	<u>20</u>	<u>1</u>	<u>I L C</u>	
<u>550</u>	<u>ナミビア</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>609</u>	<u>ニウエ島（ニュージーランド）</u>		<u>1</u>		
<u>310</u>	<u>ニカラグア</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>525</u>	<u>ニジェール</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>131</u>	<u>ネパール</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>135</u>	<u>バーレーン</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>124</u>	<u>パキスタン</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>611</u>	<u>バヌアツ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>602</u>	<u>パプアニューギニア</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>411</u>	<u>パラグアイ</u>		<u>1</u>		
<u>319</u>	<u>バルバドス</u>	<u>1</u>	<u>0.5</u>		
<u>127</u>	<u>バングラデシュ</u>		<u>1</u>		
<u>128</u>	<u>東ティモール</u>	<u>10</u>	<u>1</u>		

貿易一般保険包括保険（技術提供契約等）のうち、2年未満案件の引受基準について・新旧対照表

<u>612</u>	<u>フィジー</u>		<u>1</u>		
<u>324</u>	<u>プエルトリコ（米）</u>		<u>1</u>		
<u>132</u>	<u>ブータン</u>	<u>10</u>	<u>1</u>		
<u>410</u>	<u>ブラジル</u>		<u>1</u>		
<u>521</u>	<u>ブルキナファソ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>534</u>	<u>ブルンジ</u>	<u>1</u>	<u>0.5</u>		
<u>621</u>	<u>米領サモア</u>		<u>1</u>		
<u>519</u>	<u>ベナン</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>239</u>	<u>ベラルーシ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>308</u>	<u>ベリーズ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>243</u>	<u>ボスニア・ヘルツェゴビナ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>408</u>	<u>ボリビア</u>	<u>20</u>	<u>1</u>		
<u>307</u>	<u>ホンジュラス</u>		<u>1</u>		
<u>625</u>	<u>マーシャル諸島</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>546</u>	<u>マダガスカル</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>553</u>	<u>マラウイ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>520</u>	<u>マリ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>626</u>	<u>ミクロネシア</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>122</u>	<u>ミャンマー</u>	<u>1</u>	<u>0.5</u>		
<u>509</u>	<u>モーリタニア</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>545</u>	<u>モザンビーク</u>	<u>1</u>	<u>0.5</u>		
<u>126</u>	<u>モルディブ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>240</u>	<u>モルドバ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>107</u>	<u>モンゴル</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>247</u>	<u>モンテネグロ</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
<u>144</u>	<u>ヨルダン</u>		<u>1</u>		
<u>121</u>	<u>ラオス</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		

	<u>515</u>	<u>リベリア</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		
	<u>526</u>	<u>ルワンダ</u>	<u>10</u>	<u>1</u>		
	<u>552</u>	<u>レソト</u>	<u>10</u>	<u>1</u>		
	<u>146</u>	<u>レバノン</u>	<u>1</u>	<u>0.5</u>	<u>I L C</u>	
	<u>224</u>	<u>ロシア</u>	<u>5</u>	<u>1</u>		<u>注 2</u>
(削除)	<u>注 1：対象契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）である場合、次のいずれかに該当するときに保険契約を締結するものとする。</u> ① <u>対象契約の契約金額の全部又は一部について、I L Cにより決済される場合（当該契約金額の一部について、I L Cにより決済される場合とは、対象契約の一部が I L Cにより決済される場合の当該 I L C 及び現地通貨により決済される場合をいう。）。この場合、I L Cの取得された日以降、その範囲内において、日本貿易保険はてん補する責めに任ずる。</u> ② <u>アンゴラ中央銀行が対象契約の契約金額の全部について決済を認める場合</u> <u>注 2：対象契約における仕向国、支払国又は保証国である場合、保険契約の申込時において、対象契約について取引銀行による資金決済の取扱いが可能であることが確認できているときに保険契約を締結するものとする。</u> <u>注 3：対象契約における支払国（保証国がある場合には当該保証国）である場合、保険契約の締結に際し、保険証券に次の特約を記載する。対象契約における仕向国である場合、約款第 3 条第 1 号に規定するてん補危険について、同様とする。</u> <u>「株式会社日本貿易保険は、戦争、革命又はテロ行為その他の内乱による損失については、てん補する責めに任じない。」</u>					